

上尾市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和6年3月15日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第9号

上尾市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行については、マンションの管理の適正化に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(市長が必要と認める書類)

第2条 省令第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあっては、同法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合していることを示す書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 法第5条の3第1項の認定の申請、法第5条の6第1項の認定の更新の申請又は法第5条の7第1項の変更の認定の申請を取り下げようとする者は、申請取下書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第4条 認定管理計画（法第5条の8に規定する認定管理計画をいう。）に基づく管理計画認定マンション（同条に規定する管理計画認定マンションをいう。）の管理を取りやめる旨の申出をしようとする認定管理者等（法第5条の5に規定する認定管理者等をいう。）は、取りやめ申出書（第2号様式）に省令第1条の6の通知書（法第5条の6第1項の認定の更新を受けた者にあつては省令第1条の8の通知書、法第5条の7第1項の変更

の認定を受けた者にあつては省令第1条の11の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。